

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告 書

債第57号

令和8年6月29日

千曲市長 小川 修一



下記により差押財産の公売をします。
国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

見 積 価 額 公 売 保 証 金 財 産	売却区分 番 号	公 売 財 産		公売保証金	見 積 価 額 (最低公売価額)
		名称、性質、所在、地上権等その他の権利	数量		
	8-1	長野県千曲市上山田の土地・建物	1	0円	364,000円

公 売 方 法	期日入札			
公売参加申込期間	令和8年7月17日(金) 午後2時00分から午後2時10分まで			
入 札 日 時	令和8年7月17日(金) 午後2時15分から午後2時30分			
公 売 場 所	長野県千曲市大字杭瀬下2丁目1番地 千曲市役所3階 303会議室			
売 却 決 定	日 時	令和8年7月27日午後2時	場 所	千曲市役所3階 303会議室
代 金 納 付 期 限	令和8年7月27日午後2時			
買 受 人 に つ い て の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第92条及び第108条第1項の各号に規定する者は除外する。			

そ
の
他

- 見積価額に達した入札者等がない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。
- 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。
- 公売保証金は、現金又は小切手（銀行振出しのもの及びその支払保証のあるものに限る。）でなければ、納付できません。
- 最高価申込者の決定は、入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者に対して行います。
- 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上でかつ最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対して、次順位による買受けの申込みを最高価申込者の決定後、直ちに行います。
- 売却決定金額は、落札価額とします。
- 買受代金納付の前に公売財産に係る地方税等完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後であっても、取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。
- 権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金を全額納付したときとなります。したがって、買受代金納付後の財産のき損、焼失等による損害は買受人の負担となります。
- その他詳細については、千曲市役所にお問い合わせください。
- 公売財産の下見会は行いませんので、入札を希望される方は、あらかじめ公売財産を確認し、関係公簿等を閲覧したうえで参加してください。

配 当 を 受 け る 者 の 権 利 の 申 し 出 に つ い て

この公売財産の換価代金について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を当機関に申し出てください。
なお、債権現在額申立書の用紙は、当機関に用意してあります。